

家計急変分

令和 8 年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど家計急変により収入が減少し、急変後の世帯年収が支給対象世帯に相当すると認められる世帯に対する支援制度です。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした返還不要の給付制度で、年 1 回支給されます。
- ・授業料の納付が不要となる「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ・7 月 1 日時点の状況により通常分の給付を受けたが、7 月 2 日以降に家計急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、家計急変にかかる給付額から通常分で支給された給付額のうち家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を差し引いた額を追加で給付します。

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・申請日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を 3 回（定時制・通信制課程の場合は 4 回）以上給付されていないこと（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していないこと

対象世帯（以下①～③のいずれかに該当する世帯）

家計急変による経済的理由から、以下のいずれかに相当すると認められる世帯

- ①保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯
- ②保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額（以下、所得割合算額）が 100 円以上 105,500 円未満相当の世帯
※年収目安 270 万円以上 380 万円未満相当の世帯
- ③保護者等全員の所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満相当の世帯
※年収目安 380 万円以上 490 万円未満相当の世帯

※提出書類をもとに、家計急変後 1 年間の収入見込額を推計します。

（参考）

- ・①道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯の例

2 人世帯	2,044,000 円未満 寡婦（夫）の場合	5 人世帯	3,216,000 円未満
3 人世帯,	2,216,000 円未満	6 人世帯	3,704,000 円未満
4 人世帯	2,716,000 円未満	7 人世帯	4,140,000 円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

- ・②または③の世帯に該当する場合は、住民税の計算方法により、年収見込額等をもとに所得割額に相当する額を算出し判断します。

給付額（1 人あたり年額・年 1 回のみ）

- ・7 月 1 日以前に家計が急変し、かつ学校の定める日（9 月 18 日）までに申請した場合

区分	給付対象世帯及び給付額	
	給付対象世帯	給付額（全日制）
①	住民税非課税世帯	143,700 円
②	年収 270～380 万円相当の世帯	47,900 円
③	年収 380～490 万円相当の世帯	35,930 円

- ・7 月 2 日以降に家計が急変し、申請した場合
申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額
【例】10 月 2 日に申請した場合（全日制） 143,700 円×5 月（11～3 月）／12 月＝59,875 円
- ・7 月 1 日時点での状況により年収 380～490 万円相当の世帯として支給を受けたが、10 月に住民税非課税世帯に相当する世帯へ家計が急変し、申請した場合

【例】 10月2日に申請した場合（全日制）

（家計急変による給付額）

143,700円×5月（11～3月）／12月＝59,875円

（7月1日現在の状況により支給された給付額）35,930円×5月（11～3月）／12月＝14,970円

59,875円－14,970円＝44,905円

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

スマートフォンやパソコンからオンライン申請が可能です。申請期限までにオンライン申請システムにより申請手続きを行ってください。

① 4月に配付されたオンライン申請システムログイン用IDとPWを用意します。

② 「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインします。

<兵庫県就学支援制度オンライン申請システムはこちら>

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>



③入力フォームに必要な事項の入力等を行いデータ送信してください。

※ログインID・パスワードがご不明な方、オンライン申請が困難な方は、事務室へご連絡ください。

申請に必要なもの（下の表もご参照ください。）

- ・保護者等の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・家計急変事由が確認できるもの（雇用保険受給資格者証・離職票・医師による診断書等）
- ・収入見込額が確認できるもの（会社発行の収入見込証明書・収入申告書等）

	全日制		備考
	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	生活保護受給世帯 以外※1	
個人番号が確認できるもの	○（生）※2	○	個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票等
令和8年度課税証明書等	-	△	令和8年度の証明書に限りです。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。
生業扶助受給証明書（様式2）	△※3	-	令和8年7月1日以降に発行されたものに限りです。 生活保護受給証明書でも代用可能です。
家計急変事由確認書類	-	■※4	家計急変事由が確認できる書類を用意してください。
家計急変収入書類	-	■	収入見込証明書、収入申告書等 年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。
【災害等による制服加算】 罹災証明書 制服の再購入に係る誓約書（様式13） 制服の再購入に係る証明書（様式14）	-	■	学校に発行を依頼してください。

※1 生活保護受給世帯以外とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯をいう。

※2 （生）…生徒本人分 （保）…保護者等分 （生・保）…生徒本人と保護者等分

※3 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略可能です。

※4 「■」は、家計急変の申請を希望される場合に追加が必要です。

注意事項

- ・家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・申請方法は通常分と同様にオンライン申請システムから申請が可能です。申請を希望される場合は、事務室までご連絡ください。

申請期限・給付予定時期

- ・ 7月1日以前に家計が急変した場合
申請期限 令和8年9月18日（金）
給付予定時期 令和8年10月頃
※申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

- ・ 7月2日以降に家計が急変した場合

申請があった日の属する月の翌月（申請があった日が月の初日である場合は、申請があった月）以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請してください。

問い合わせ先

兵庫県立柏原高等学校事務室（電話：0795-72-1166自動応答6）